

## 埼玉県における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組方針

平成13年 2月 8日策定

改正 平成20年1月28日決裁

人や野生生物の内分泌作用をかく乱し、生殖機能障害、悪性腫瘍等を惹き起こす可能性のある化学物質による問題は、科学的に未解明な点が多く残されてはいるものの、それが生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがある。

このため、環境庁が平成10年5月に「内分泌攪乱化学物質問題への環境庁の対応方針について—環境ホルモン戦略 SPEED'98—」（平成12年11月改訂。以下、「SPEED'98」という。）を定め、環境庁としての基本的な考え方や具体的な対応方針を示した。

対応方針の枠組みとして、「①環境中での検出状況、野生生物等に係る実態調査の推進、②試験研究及び技術開発の推進、③環境リスク評価、環境リスク管理及び情報提供の推進、④国際的なネットワーク強化のための努力」を示した。

また、具体的な取組みにあたっては、内分泌かく乱作用の有無、強弱、メカニズム等を解明するため、優先して調査研究を進めていく必要性の高い物質群として、化学物質67物質をリストアップした。その後、平成12年11月に65物質に修正して、各種の取組みを進めてきた。なお、平成15年5月には、内分泌かく乱化学物質について、「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」とする政府見解がとりまとめられた。

その後、環境省は、SPEED'98の見直しを進めてきたが、平成17年3月に「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について—ExTEND2005—」（以下、「ExTEND2005」という。）を取りまとめた。

このExTEND2005では、野生生物における異常の把握が生態系を視野におく化学物質対策の原点と位置づけた。今後は、生態系への影響を中心とした評価手法の確立と試験の実施が重要であるとしている。新たな科学的知見の集積、取組むべき物質の範疇自体の変容等に対応するため、あらかじめ作成した物質のリストから選定するのではなく、選定の考え方や評価の流れを明確にしていく方針が示されている。

化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題は、化学物質の環境中濃度の実態把握やリスク評価など多くは国を挙げて取り組むべき課題と考えられる。本県としても、この問題は長期的視野を持って取り組むべき課題との認識に基づいて、本県内の環境中における化学物質の実態の把握に努めるとともに、県民の本問題に対する正しい理解を助けるため、逐次必要な対策や広報を実施する必要がある。

そこで、本県における基本的考え方及びそれに基づき今後進めていくべき具体的対応方針として「埼玉県における内分泌かく乱化学物質問題に関する取組方針」（以下、「旧取組方針」という。）を平成13年2月に定め、実態の把握や化学物質の適正な管理等を実施してきた。

環境省がExTEND2005を定め、新たな取組みを開始していることから、本県においても、旧取組方針を見直し、新たに「埼玉県における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組方針」を定めることとした。

なお、この取組方針は、現時点における科学的な知見その他の情報等に基づいて策定したものであるため、今後の国の動向等によって新たな知見が得られた場合には、必要な見直しを行う。

## 1 基本的考え方

本県では、化学物質の内分泌かく乱作用については、生物生存の基本的条件に関わるものであり、世代を越えた深刻な影響をもたらすおそれがある重要な課題と認識している。

ExTEND2005 では、化学物質対策として、内分泌かく乱作用に着目したデータのみでなく様々な有害性評価の観点から得られたデータとともに、暴露状況を踏まえ、総合的なリスク評価を行ったうえでリスク管理へと繋ぐ必要があるとしている。

また、化学物質に関する情報は、科学的に高度な内容を含むため理解に努力を要することが多い。さらに内分泌かく乱作用については不明確なことが多い中、漠たる不安を招かないためにも、広く、正確な情報を提供し、情報の共有と正確な理解の上に成り立つリスクコミュニケーションを推進することが重要である。

そこで本県では、後世代に安全な環境や生活を確保することを目標とし、当面は、現在の我々が置かれている自然環境や生活環境を様々な角度から調査・研究し、内分泌かく乱作用が疑われる化学物質の使用抑制や環境中での検出状況の把握などを行う。

また、リスクコミュニケーション等により県民との相互理解を推進するとともに、国及び諸外国における調査研究の情報収集に努め、それらの結果や情報を逐次県民に公表し、情報の共有を図っていくこととする。

## 2 具体的な取組内容

化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題については、県庁内の単独の課所室で対応できる問題ではなく、横断的な情報交換や連携を活発化して取り組む必要がある。このため、関係課で構成する化学物質対策庁内連絡調整会議において、全庁的な化学物質対策の連絡調整や知識の集積等を行い、化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題に対応していくこととする。

県は、基本的考え方に基づき、実態の把握、化学物質の適正な管理等の推進、研究の実施、県の率先実行、情報の収集及び提供、リスクコミュニケーション等の推進の6本柱により総合的に化学物質の内分泌かく乱作用に関する問題に取り組む。

### (1) 実態の把握

自然環境や生活環境中における化学物質について実態を把握する。

#### ア 水環境実態調査

一般的な水環境における実態調査を行い、その挙動を把握する。

##### (ア) 公共用水域における環境調査

水質測定計画に基づき、公共用水域の主要地点において化学物質の水質調査および底質調査を行う。

また、環境省の調査で、環境中の濃度を考慮した濃度でメダカに対して内分泌かく乱作用を有することが推察された化学物質（ノニルフェノール及び4-t-オクチルフェノール）については、公共用水域における環境調査を行う。

(イ) ゴルフ場農薬の実態調査

ゴルフ場の排水に係る農薬濃度を把握するため、事業者の自主測定結果等の実態調査を行う。

**イ 大気環境実態調査**

大気環境の実態把握を行うとともに、化学物質の発生源周辺において実態調査を実施する。

(ア) 一般大気中の環境調査

特定の発生源の影響を受けることのない地点における一般大気中の化学物質（ダイオキシン類等）環境調査を行う。

(イ) 工場周辺などにおける大気中の濃度調査

大気中へ化学物質を排出している工場周辺において環境モニタリングを行う。

**ウ 土壌環境実態調査**

発生源周辺のダイオキシン類の常時監視を行う。

**エ ヒトの口に入る物に関する実態調査**

化学物質がヒトに対して影響を及ぼす経路のひとつとして、飲食物のように特に口に入る物について個別にその実態を調査する。

(ア) 農産物における実態調査

県内に流通する農産物中の残留農薬の実態を調査する。

(イ) 魚介類における蓄積状況調査

県内市場で取り扱われる魚介類中の動物用医薬品の蓄積状況を調査する。

(ウ) 水道水の実態調査

県内の各浄水場で、水道水源及び水道水の調査を実施する。

県営水道の各浄水場で、原水及び浄水中のダイオキシン類、フタル酸エステル類などの濃度を毎年度調査する。

**(2) 化学物質の適正な管理等の推進**

化学物質を取り扱っている事業所に対して、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（「PRTR法」という。）及び埼玉県生活環境保全条例並びに特定化学物質適正管理指針に基づき、環境中への化学物質の排出量削減など適正管理を指導する。

**(3) 研究の実施**

ダイオキシン類の測定手法等、化学物質の検査方法や影響に関して調査研究を行う。

**(4) 県の率先実行**

**ア 代替品への変更等**

国や県等における調査研究の動向等を踏まえ、県有施設で使用する商品等に人や生態系への影響の恐れがあると認められた化学物質が含まれる場合は、代替品への変更等を検討する。

#### イ 薬剤等の使用抑制

県有施設・樹木の消毒を行う際には、薬剤等の使用を抑制するための措置をとるものとする。

### (5) 情報の収集及び提供

#### ア 国及び諸外国における研究などの情報の収集

国などの調査結果、学会などでの研究発表及び諸外国での知見などを収集する。

#### イ 講演会や学習会の開催による普及啓発の実施

化学物質に関する講演会を開催し、また県民の求めに応じ学習会などに講師を派遣し、化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する現状について普及啓発に努める。

#### ウ リーフレット等の作成

県民に化学物質の内分泌かく乱作用を正しく理解してもらうために、リーフレット等を作成し、配布する。

#### エ ホームページによる情報の提供

化学物質の内分泌かく乱作用の基本的事項、国などの調査結果、学会などでの研究発表及び諸外国での知見、県における実態調査結果などをホームページに掲載し、広く県民に周知する。

#### オ 市町村への情報の提供

市町村に対して、適宜、適切な情報提供を行うことにより、県と市町村との密接な連携が図れるよう努める。

### (6) リスクコミュニケーションの推進

化学物質に関して、広く、正確な情報を提供し、情報の共有と相互理解を進めるリスクコミュニケーションを推進する。

### (7) 取組内容の進行管理

(1)から(6)の取組内容については、その進捗状況を適宜把握し、取りまとめを行うものとする。

#### 附則

この方針は、平成13年2月8日から施行する。

#### 附則

この方針は、平成20年4月1日から施行する。